

登録申請を  
農業委員会委員選挙人名簿

市選挙管理委員会

毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿が調製されます。選挙人の資格がある人は、この名簿への登録を申請してください。申請書は市選挙管理委員会事務局（市役所4階）にあります。

資格 市内に住所があり、平成20年3月31日現在20歳以上の

人で、**①** 10アール以上の農地を耕作している人 **②** 1人との同居する親族（6親等以内）またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人 **③** 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

申請期限 平成20年1月10日（木）申請書提出先 市選挙管理委員会事務局（市役所3階）

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎30-6131番、FAX2341501番

平成20年度  
入札参加申請の受付

市契約監理室

平成20年度に彦根市が発注する物品供給等、測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務、建設工事の入札等に参加を希望する人の、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

受付期間 次の各期間内の月・火・水曜日に行います（祝日・休日を除く）。

◆物品供給等 平成20年1月15日（火）～同30日（木）

◆測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務 平成20年2月4日（月）～同13日（水）

◆建設工事 平成20年2月18日（月）～3月5日（水）

※ただし、平成19年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

受付時間 午前9時～同11時30分と午後1時～同4時

受付場所 市契約監理室（市役所別館2階）  
申請書などの交付 平成20年1月7日（月）～（同日以降、彦根市ホームページからダウンロード）

配偶者暴力防止法が  
変わります

市子ども青少年課・市市民交流課

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。主な内容は、次のとおりです。

▼保護命令制度の拡充

①生命、または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

②電話などを禁止する保護命令

③被害者の親族等への接近禁止命令

▼市町村基本計画の策定の努力義務

▼配偶者暴力相談支援センターに関する改正

▼裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

問い合わせ先 市市民交流課 ☎30-6113番、FAX221-3908番、市子ども青少年課2349590番、FAX2617688番

※また、内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm> を開設しています。

税申告用の保険料の  
納入額をお知らせします

市保険年金課

平成19年中にお支払いになった国民健康保険料（税）、介護保険料（普通徴収分）の納入額を平成20年1月下旬にはがきでお知らせします。所得税・市県民税の申告にご利用ください。

問い合わせ先 市保険年金課 ☎30-6137番、FAX221-3908番

※ファクスでの問い合わせは、番号をお間違えのないようご注意ください。

雪の季節です

除雪作業にご協力ください

市道路河川課

本格的な雪の季節となりまして、彦根市では、積雪時に市内幹線道路の除雪を計画しています。大型車両での除雪となるた

平成18年度施策評価調査・事務事業評価表を公表します

ぜひ「ご覧ください」

彦根市では、効果的で効率的な行政運営を行うため、平成11年度から行政評価の一環として事務事業評価を実施しています。また、平成18年度からは施策に対する評価も実施しています。今年度も、それぞれの評価の概要を市民の皆さんにお知らせし、彦根市が行った施策評価および、事務事業評価に対するご意見やご提言をいただき、限られた行政資産の効率的な執行に、取り組んでいきたいと考えています。

◆公表する施策・事務事業は…

予算執行に係るものとして、歳出については、平成18年度より施策評価を実施したことから、彦根市における全ての施策である、55の施策と3つの構想の推進を合わせた58項目について公表し、歳入については、彦根市が料金を決定する使用料や手数料などのうち、31事業について事務事業を公表します。

これらの評価調査などは、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所に備えているほか、彦根市ホームページでも見ることが出来ます。

◆ご意見・ご提言をお待ちしています

より効果的、効率的な市政を実現するために、評価調査などの充実が欠かせませんので、皆さんのご意見・ご提言などをぜひお寄せください。

ご意見やご提言は、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所に備えた用紙に記入し、情報公開コーナーにある意見箱に投かんするか、支所・各出張所の窓口にお出しください。また、彦根市ホームページの行政評価コーナーの専用フォーム（意見書き込み欄）に書き込むこともできます。ご意見・ご提言は、平成20年1月末までにお寄せください。

問い合わせ先 市企画課 ☎30-6101番、FAX221-3908番  
※評価調査などに書かれた事業内容についての問い合わせは、各担当課までお願いします。



自転車タクシー・屋形船でも、  
地域通貨「彦」の特典が  
受けられます！

彦根市が発行している地域通貨「彦」と引き換えに、新たに次の特典が受けられるようになりました。

NPO法人小江戸彦根が  
彦根城内堀で運行する屋形船

「彦」1枚で、乗船料から100円割引  
（1回の乗船につき2枚まで使用可）

NPO法人五環生活が運行する  
自転車タクシー（ペロタクシー）

「彦」1枚で、乗車料金から100円割引  
（1回の乗車につき1枚のみ使用可）  
※冬季（1月～2月）は運休のため、使用  
できませんのでご注意ください。

詳しくは、市まちづくり推進室または彦根市ホームページで確認してください。

問い合わせ先 市まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398

製造事業所の皆さん  
工業統計調査にご協力ください

12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が行われます。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として行われます。

年末を控え、何かとお忙しい中ですが、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先 市企画課 ☎30-6101、FAX22-1398



め、作業の安全確保ならびに円滑化を図るためにも、作業の妨げとなる路上駐車などがないように、ご協力ください。

問い合わせ先 市道路河川課 ☎30-6122番、FAX24-5211番